

事例 3

入院日数の要件②(2日型)

平成13年10月26日から平成21年4月1日までにご加入の医療保険[新医療保険、終身医療保険]

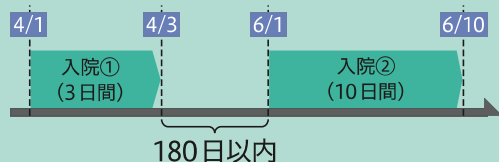
災害入院給付金 疾病入院給付金	支払事由	不慮の事故または病気で継続2日以上入院したとき
	支払額	1回の入院につき、 2～4日の入院：入院給付金日額×5(一律) 5日以上入院：入院給付金日額×入院日数
入院見舞給付金	支払事由	災害入院給付金または疾病入院給付金支払われるとき
	支払額	1回の入院につき、入院給付金日額×1

※「1回の入院」については、9ページをご参照ください。

お支払いする場合

「C型肝炎」で4月1日から3日まで(入院①)入院され、すでに疾病入院給付金(5日分)と入院見舞給付金をお支払いした後、6月1日から10日まで(入院②)入院されたとき

入院①と②は、同一疾病による1回の入院となります。
あわせて13日間入院されており、すでに入院①で5日分をお支払済のため、13日分から5日分を差し引いた8日分の疾病入院給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

「白内障」手術を受けたが、その日のうちに帰宅し、1日分の入院料(入院基本料)を病院に支払ったとき

入院日数が継続2日以上に該当しないため、疾病入院給付金および入院見舞給付金はお支払いできません。

保険金・給付金のお支払いについて